

第 13 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第8号エ(ア)中「3時間30分以上」を「3時間以上」に、「3,300円」を「3,900円」に改め、同号エ(イ)中「2時間以上3時間30分未満」を「2時間以上3時間未満」に、「1,650円」を「2,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行を踏まえた義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。